

平成23年度の国民年金保険料月額と有利な前納割引制度

23年度の保険料は月額 15,020 円

国民年金からは、老齢基礎年金のほかに、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。また、納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成 23 年度は前年度より 80 円引き下げられた月額 15,020 円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の上旬に送られてくる一年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。なお、保険料は二年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

有利な前納割引制度

保険料は、一年または六カ月など、定められた月数分について、前納すると割引になります。

例えば、平成 23 年度の一年分の保険料は総額 180,240 円ですが、一年分を現金で前納すると 177,040 円で、年間 3,200 円（約 1.8%）の割引になります。これを口座振替によって前納すると 176,460 円で、さらに有利な年間 3,780 円（約 2.1%）の割引になります。

また、平成 23 年度の六カ月分の保険料は総額 90,120 円ですが、六カ月分を現金で前納すると 89,390 円で、730 円（約 0.8%）の割引に、六カ月分を口座振替によって前納すると 89,100 円で、1,020 円（約 1.1%）の割引になります。一方、月々の保険料を「口座振替の早割」で一カ月早めて納付すると、年間 600 円（月額 50 円）の割引になります。

なお、平成 23 年度の一部納付（一部免除）の保険料月額は、四分の三納付で 11,270 円、半額納付で 7,510 円、四分の一納付で 3,760 円となっていますが、この一部納付についても前納制度が設けられています。

口座振替のお申し込み方法

口座振替は、各金融機関の窓口、または年金事務所で受け付けております。（町役場窓口にも申込用紙を備付けています。）

口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要です。

※すでに口座振替されている方は、再度のお申し込みは必要ありません。（引落とし方法を変更の場合は手続きが必要です。）また、口座振替による一年度分の前納（4月～9月振替の6カ月分の前納を含む）につきましても、2月末までに申し込みをした方が対象となります。

ああ!そういうことだったんだ!

年金給付に関する、よくある『誤解による相談事例』

年金事務所などによせられた、年金給付に関する単純な誤解や勘違いによる質問の中で、簡単な説明ですぐにご理解や納得をいただいた事例を紹介します。

◇厚生年金記録

若い頃に会社で働いていた期間について、記録では脱退手当金を受け取った事になっていますが、わたしの年金手帳には脱退手当金に関する事は何も記載されていません。これは脱退手当金を受け取っていない証拠になるのでは？

脱退手当金を支給した旨は『厚生年金保険被保険者証』に「ゴム印」等で表示することになっていました。

脱退手当金の支給について、年金手帳に何らかの記載や表示をする事務の取り決めは、昔も現在もありませんが、厚生年金加入記録に脱退手当金を受け取った記録がある方で、働いていた当時の「厚生年金保険被保険者証」に（脱）の表示がない場合は、年金記録が訂正される場合がありますので、最寄りの年金事務所にご相談ください。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。